

水の里の特産品(食品、飲料)掲載要領

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部
水資源政策課 水源地域振興室

1 趣旨

水の里（ダム周辺など、おおむね河川の上流部に位置する区域の“まち”や“むら”）は私たちにとってとても大切な「水」の出発点です。水の里には豊かな川の流れや満々と水を湛えるダムなどがあり、下流の多くの街や農地を潤しています。しかし、水が安定して利用できるようになるにつれて、水の里は下流域の人々の意識から次第に遠くなりつつあります。水をめぐる私たちの生活が、水の里と下流域との長く深いつながりの中で成り立っていることは忘れてはならないことです。

また、水の里には多くの特産品があり、その1つ1つに歴史やこだわりなどの魅力的なエピソードがあります。これらの特産品をエピソードとともに伝えることで、水の里の人々の暮らしと下流域の人々の暮らしとのつながり、水の里と下流域との絆を感じることができると考えています。

そこで国土交通省では、これら特産品を「水の里の特産品」としてホームページ等に掲載し、下流域等へのプロモーション活動を行います。下流域等にその魅力を伝えることで、水の里に関心を持ってもらい、水の里への理解を深め、さらには購入することで水の里を応援するきっかけとしたいと考えています。水の里の魅力と大切さを伝え、人と風土にまつわるエピソードのある特産品をお待ちしています。

2 実施主体

国土交通省

3 対象商品

次の①及び②にあてはまる特産品（食品、飲料）とします。

① 水の里（ダム周辺など、おおむね河川の上流部に位置する区域の“まち”や“むら”）で生産されているもの又はそれを原材料としているもの

② 食品表示に関する各種制度を遵守しているもの

※ 地域限定、個数限定、季節限定などの特産品も対象です。

※ 複数の特産品をギフトセットとして掲載することもできます。

4 対象者

特産品の製造者又は販売者（製造物責任法（PL法）の保険に加入している者に限る。）

5 掲載申込方法

「水の里の特産品（食品、飲料）掲載申込書」（以下、「申込書」という。）を作成の上、メールでお送りください（メールによらない場合は、ご相談ください）。

申込書の様式は以下のページからダウンロードできます。

<http://mizunosato-ouen.jp/tokusanhin/applicants/>

なお、電子メールの受取可能最大容量は 10MB となっています。これを超える場

合は、ご相談ください。

【申込先】 g_LAW_SSG_SCH@mlit.go.jp

- ・ メールの件名は「水の里の特産品掲載申し込み」としてください。
- ・ 着信後、当方から受取確認の連絡はしません。開封確認メッセージを受け取れるように設定するなど、対応をお願いします。

※1 当方指定の申込書様式によらない場合は無効となります。なお、枚数及び欄数が不足する場合は、適宜追加してください。

※2 申込書を記入する際は、記入上の注意事項を必ずご覧ください。

6 申込期間

随時

(ただし、掲載時期ごとの申込期限はありますので、下記7をご参照ください。)

7 ホームページ等への掲載

- ・ 上記3の対象に該当する場合は、「水の里の特産品」として、ホームページ等に掲載します。
- ・ 次回の掲載は、平成29年3月の予定です。これに掲載を希望される場合は、平成29年2月28日(火)までにお申し込みください。
- ・ ホームページ等を見た方からの商品に関する問い合わせ等については、各製造者等に対応をお願いします。

8 その他

- ・ 「水の里の特産品」として掲載されることにより、「水の里の特産品」として販売することができます。
- ・ また、「水の里の特産品」として掲載されることにより、他の販売促進活動を妨げるものではありません。
- ・ 各種プロモーションへの出展を紹介することがあります(サンプル商品や送料等をご負担ください)。
- ・ 国土交通省として、個別の特産品の販売促進を行うものではありません。
- ・ 個別の特産品で事故等が発生した場合でも、国土交通省は一切の責任を負いません。
- ・ その他、不明な点については、下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

水資源政策課 水源地域振興室 水の里の特産品担当

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話 03-5253-8392 FAX 03-5253-1581

E-mail: g_LAW_SSG_SCH@mlit.go.jp